

西東京市告示第112号

平成29年西東京市告示第72号の全部改正について

令和3年6月21日

西東京市長 池澤隆史

下記のとおり平成29年西東京市告示第72号の全部を改正する。

記

西東京市建築基準法施行細則（平成29年西東京市規則第7号。以下「細則」という。）第21条第2項の規定に基づき、市長が別に定める書類を次のように定める。

- 1 細則第21条第2項第1号アに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第1号及び別記第1号の2
- 2 細則第21条第2項第1号イに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第2号及び別記第2号の2
- 3 細則第21条第2項第1号ウに規定する建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書 別記第3号及び別記第3号の2
- 4 細則第21条第2項第2号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記第4号
- 5 細則第21条第2項第3号に規定する昇降機工事監理状況調書 別記第5号
- 6 細則第21条第2項第4号に規定する遊戯施設工事監理状況調書 別記第6号

附 則

この告示は、令和3年6月21日から施行する。